

日本における性的少数者をめぐる近年の法整備や裁判に関する次の文中の下線部分ア～オのうちには妥当なものが二つある。それらはどれか。

- ・ いわゆる LGBT 理解増進法が成立した。この法律は、性的指向などを理由とする不当な差別はあってはならないとしており、アこうした差別に対する罰則規定を設けている。また、同法は、国と地方公共団体に対し、イ性的指向などの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定する努力義務を課している。
- ・ 日本では同性婚が認められていない。このことが憲法に違反するとして国に損害賠償を求める集団訴訟が日本で複数起こっている。高等裁判所での判決について見ると、ウ出された判決のいずれも「合憲」という判断であった。また、地方公共団体の中には、エ同性カップルを「結婚に相当する関係」と認めて証明書を発行しているところがある。
- ・ トランスジェンダーが戸籍上の性別を変えるのに、生殖能力を失わせる手術を必要とする法律の要件が、憲法に違反するか問われた家事審判で、最高裁判所は、オ要件は「合憲」と判断した。

1. ア, ウ
2. ア, オ
3. イ, ウ
4. イ, エ
5. エ, オ